

附則第7項による別表第2の読替表（案）

○神奈川県中小企業高度化資金貸付規則

読み替え後		読み替え前	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
貸付けの区分	貸付けの割合	貸付けの区分	貸付けの割合
1（略）		1（略）	
2 広域貸付け 別表第1の4の項から7の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたる場合の貸付け	整備資金の <u>90パーセント</u> 以内	2 広域貸付け 別表第1の4の項から7の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業のうち、当該事業に直接又は間接に参加しようとする中小企業者の当該事業に係る事務所又は事業所の所在地が4以上の都道府県の区域にわたる場合の貸付け	整備資金の <u>80パーセント</u> 以内。ただし、小規模事業者に対する貸付けについては、 <u>90パーセント</u> 以内
3 普通貸付け 別表第1の1の項から12の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業に係る貸付けのうち、小規模事業者貸付け、広域貸付け又は施設再整備貸付け以外のもの	整備資金の <u>90パーセント</u> 以内	3 普通貸付け 別表第1の1の項から12の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業に係る貸付けのうち、小規模事業者貸付け、広域貸付け又は施設再整備貸付け以外のもの	整備資金の <u>80パーセント</u> 以内
4 施設再整備貸付け 次のいずれかの要件に該当するもの (1) 過去に、別表第1の1の項から8の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業のうちのいずれかの事業を行った中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係る貸付け (2) 別表第1の7の項に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が、当該事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け	整備資金の <u>90パーセント</u> 以内	4 施設再整備貸付け 次のいずれかの要件に該当するもの (1) 過去に、別表第1の1の項から8の項までの貸付対象事業の欄に掲げる事業のうちのいずれかの事業を行った中小企業者が、新分野進出等経営環境の変化に対応するために行う施設の整備又は既存施設の陳腐化、老朽化等を解消するために行う施設の再整備に係る貸付け (2) 別表第1の7の項に掲げる事業を実施した事業協同組合又は協同組合連合会（以下「事業協同組合等」という。）が、当該事業として実施する空き区画等の再整備に係る貸付け	整備資金の <u>80パーセント</u> 以内。ただし、小規模事業者に対する貸付けについては、 <u>90パーセント</u> 以内
5・6（略）		5・6（略）	